

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

《要予約》マイナンバーカード
手続きのための特別開庁

4月18日(土) 9時〜12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書)の発行や住民異動の手続きはできません。

マイナ保険証を利用しましょう

昨年度からマイナ保険証の本格的な運用が開始されており、多くの方々にご利用いただいております。マイナ保険証はマイナンバーカードを所持していれば、役場窓口(町民課)を所持して(当)や医療機関、薬局、コンビニやお手持ちのスマートフォン等で登録いただけます。また、マイナ保険証を利用すると次のようなメリットがあります。

① 限度額適用認定証等が不要

マイナ保険証で受診していただくこ

とによって医療機関に負担区分情報が提供されるため、限度額適用認定証等の提示および事前申請が不要となります。

※同月内に複数の医療機関を受診され、限度額を超える支払いが発生した場合は、後日に高額療養費として給付されます。

② よりよい医療の受診

過去の診療内容や処方された薬剤情報、特定検診情報等により、ご自身の健康・医療情報に基づいた適切な治療に役立てることが出来ます。この機会にぜひマイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証の登録解除

マイナ保険証の登録がお済みの方で、施設入居やご家庭の事情等により、登録を解除されたい方は、町民課窓口で登録解除届をご提出していただくことにより、マイナ保険証の登録解除および資格確認書の交付を受けることができます。また、一定の配慮が必要な方の場合、申請により登録を解除せず資格確認書を交付することも可能です。

ご不明な点がございましたら、町民課保険年金担当までご相談ください。

国民年金保険料の二重納付に
ご注意ください

国民年金保険料については、初めて口座振替による前納申し出をされた時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう場合があります。前納申し出をした保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなります。ご注意ください(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます)。納付方法について確認されたい場合は、川越年金事務所へお問い合わせください。

川越年金事務所
TEL 049-242-2657

国民年金保険料を後払いできる
学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が発生します。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

○申請手続きについて

次の必要書類等を準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にてお手続きください。

① 学生証(在学期間が確認できるもの)

または在学証明書

② 基礎年金番号もしくはマイナンバー
③ 会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付する必要があります。

- ▼ 雇用保険被保険者離職票
- ▼ 雇用保険受給資格者証
- ▼ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

○申請におけるポイント

▼ 申請期間および承認期間…申請は年度ごとに必要となり、令和8年度の申請および承認期間は、令和8年4月(または20歳の誕生日)から令和9年3月までとなります(申請日において過去2年1か月前まで遡って申請できます)。

▼ 継続申請…前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます(※)。申請書に必要事項を記入していただき、返送していただくことで申請が行えます。

※在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えません。また、前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございます。これらの場合には、改めて窓口、またはマイナポータルにて申請をしてください。

後期高齢者医療制度の資格確認
書に関する運用が変わります

現在、後期高齢者医療制度に加入している方は、暫定措置としてマイナ保険証の登録の有無に関わらず資格確認書を交付しておりますが、7月の年次更新からの運用方法が次のとおり変更となりますのでご注意ください。

現在の運用

マイナ保険証登録の有無に関わらず、資格確認書を交付

7月年次更新から

○令和8年8月1日時点で85歳以上の被保険者

マイナ保険証登録の有無に関わらず資格確認書を交付

○令和8年8月1日時点で85歳未満の被保険者

▼ マイナ保険証を登録済みの方
↓ 資格情報のお知らせを交付

▼ マイナ保険証を未登録、またはマイナンバーカードを未作成の方
↓ 資格確認書を交付

健康保険が変わったら必ず
届出を!

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要で、国保に加入するときは、前の保険の喪失日がわかる証明書をお持ちにな

り、速やかに手続きをお願いします。

なお、ご本人と同時に国保加入する扶養親族等がいる場合、該当する方のお名前と喪失日が併記されている証明書が必要です。

また、社会保険等に加入して、国保を脱退するときも届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険等に加入した場合は、新しい社会保険と国保両方の資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちになり、手続きをお願いします。

なお、マイナ保険証をご利用の方で、マイナポータル上で喪失日が分かる場合は、マイナポータル画面を印字してお持ちいただくことも、お手続きが可能です。

4月から国民年金保険料額が
変わります

令和8年4月から、国民年金保険料は月額17,920円(前年度より410円引き上げ)となります。保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆様のご理解をお願いいたします。

福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

令和7年度 手話奉仕員養成
講座(入門編)閉講式

令和7年9月から令和8年3月まで実施した入門編の閉講式を行い、7名の方に終了証を授与しました。講師をはじめ参加された皆さま方のご協力に感謝いたします。

令和8年度も滑川町と共同で講座を実施する予定です。今年度は嵐山町が基礎課程(入門課程)の終了証がある方が対象、滑川町が入門課程となります。詳細が決まり次第、広報やホームページでご案内いたします。



昭和レトロな温泉銭湯 玉川温泉 割引券 原本のみ 使用可能 コピー不可